

出席委員

| 議席番号 | 氏名 | 議席番号 | 氏名 |
|------|--------|------|--------|
| 1番 | 太田 道雄 | 2番 | 櫻井 二子 |
| 3番 | 丹下 貞行 | 4番 | 川松 忠彦 |
| 5番 | 永井 八千代 | 6番 | 杉村 由幸 |
| 7番 | 瀧 信義 | 8番 | 石田 剛士 |
| 9番 | 橋本 淳 | | |
| 11番 | 佐藤 哲郎 | 12番 | 浅野 早苗 |
| | | 14番 | 田中 倫雄 |
| | | 16番 | 横井 彰夫 |
| 17番 | 小原 正広 | 18番 | 竹田 八重子 |
| 19番 | 八木 章嘉 | | |

欠席委員

| 議席番号 | 氏名 | 議席番号 | 氏名 |
|------|-------|------|-------|
| 10番 | 木村 均 | 13番 | 近藤 淳司 |
| 15番 | 宮田 佳司 | | |

【事務局】出席者

| | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 局長 | 山崎 克己 | 主幹 | 村井 宏行 |
| 主査 | 内藤 一広 | 主事補 | 上田 哲也 |

【農務課】出席者

| | | | |
|----|-------|----|-------|
| 主幹 | 羽田野 玲 | 主事 | 本田 貴裕 |
|----|-------|----|-------|

午後1時55分開会

【事務局】

定刻前にはなりますが、始めさせていただきます。

なお、この後の会議については着座にて進めさせていただきたいと考えておりますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

それでは只今から令和5年第3回稲沢市農業委員会総会を始めさせていただきます。本日の欠席委員は、木村委員、近藤委員、宮田委員の3名でございます。

なお、総会の議長につきましては、農業委員会法第5条第3項の規定に基づき「会長は会務を総理する」こととなっておりますので、太田会長、議事進行をよろしくお願いたします。

【会長】

皆さん、こんにちは。農作業が本格化する時期を迎え、大変お忙しいところ、御出席いただきありがとうございます。

それでは、只今から、令和5年第3回稲沢市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は16人であり、会議の成立を認めます。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりですので、報告にかえます。

これより日程に入ります。

日程第1議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は当席において、4番川松委員、5番永井委員を指名いたします。

次に日程第2議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案2ページをお願い致します。

議案第11号農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条同項の規定により農業委員会の議決を求める。本日付け提出 会長名でございます。

所有権移転の案件から説明いたします。3ページをお願いいたします。

番号1番 申請地 地目 面積を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得することにより規模拡大をするものです。

受人は現在18,050㎡の農地を経営しており、個人で年間150日、世帯で年間250日農業に従事しています。

番号2番、3番、4番及び4ページの番号9番は受人が同一であるため一括して説明しま

す。

番号2番 申請地 地目 面積を朗読。

番号3番 申請地 地目 面積を朗読。

番号4番 申請地 地目 面積を朗読。

番号9番 申請地 地目 面積を朗読。

2番、3番、4番及び9番は売買での所有権移転です。

受人は申請地を取得することにより、規模拡大をするものです。

受人は現在7208㎡の農地を経営しており、個人で年間156日、世帯では456日農業に従事しています。

番号5番 申請地 地目 面積を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は申請地を取得することにより、規模拡大をするものです。

受人は現在26342㎡の農地を経営しており、個人で年間100日、世帯では250日農業に従事しています。

番号6番 申請地 地目 面積を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は申請地を取得することにより、規模拡大をするものです。

受人は現在16401.91㎡の農地を経営しており、個人で年間80日、世帯では160日農業に従事しています。

番号7番 申請地 地目 面積を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は申請地を取得することにより、規模拡大をするものです。

受人は現在4618㎡の農地を経営しており、個人で年間100日、世帯では150日農業に従事しています。

番号8番 申請地 地目 面積を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は申請地を取得することにより、規模拡大をするものです。

受人は現在2718㎡の農地を経営しており、個人で年150日、世帯では270日農業に従事しています。

番号10番 申請地 地目 面積を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は申請地を取得することにより、規模拡大をするものです。

受人は現在927㎡の農地を経営しており、個人で年間100日、世帯では200日農業に従事しています。

番号11番 申請地 地目 面積を朗読。

贈与での所有権移転です。

受人は隣接する自己所有農地があり、効率的に農業ができるため、申請地を取得し規模拡大をするものです。

受人は現在2075.68㎡の農地を経営しており、個人で年100日、世帯では300日農業に従事しています。

番号12番と5ページの番号14番は受人が同一であるため一括して説明いたします。

番号12番 申請地 地目 面積を朗読。

番号14番 申請地 地目 面積を朗読。

番号12番は売買での所有権移転です。

番号14番はR5年4月1日から5年間の使用貸借権の設定です

受人は、今回の申請で2029㎡の農地を耕作することとなり、個人で年間60日、世帯では380日農業に従事する計画となっております。

番号13番と5ページの番号15番は受人が同一であるため一括して説明いたします。

番号13番 申請地 地目 面積を朗読。

番号15番 申請地 地目 面積を朗読。

番号13番は贈与による所有権移転です。

番号15番はR5年3月23日から5年間の賃借権の設定です。

受人は申請地を取得することにより、規模拡大をするものです。

受人は現在614㎡の農地を経営しており、個人、世帯では180日農業に従事しています。

5ページをお願いします。

権利の設定についてです。

番号16番 申請地 地目 面積を朗読。

令和5年5月1日から10年間の賃借権の設定です。

受人は、申請地を賃借することにより規模拡大をするものです。

大協青果株式会社は、農地所有適格法人以外の法人のため、農地を適切に管理していないと認められるときには、契約を解除する解除条件付きの契約となっております。

6ページの総括表をお願いします。

申請件数は合計16件、移動の土地は、田 19筆 9695㎡、畑 8筆 3192㎡、合計27筆 12887㎡です。

以上、番号1番から15番につきましては、お手元に配布してあります意見書のとおり、農地法第3条第2項・3項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。

また、番号16番につきましては、農地法第3条第2項第2号に該当する、農地所有適格法人ではない一般の法人ですが、契約は解除条件付きの賃借権設定となっており、農地法第3条第3項各号について、いずれも要件を満たしていることから、こちらの1件につきましても許可要件を満たしております。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全会一致)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第3議案第12号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

7ページをお願いします。

議案第12号 農地法第4条の規定による許可申請についてです。

農地法第4条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

農地区分の詳細説明は別に用意しました農地転用資料と併せてご確認をお願い致します。

8ページをお願いいたします。

番号1番

申請地 地目 面積を朗読。

こちらは駐車場を設置します。農地区分は第3種農地です。

番号2番

申請地 地目 面積を朗読。

こちらは専用住宅を建築します。農地区分は第2種農地です。

9ページ総括表をお願い致します。

4条の申請件数は、2件 転用の土地 畑 2筆 374㎡ 合計 2筆 374㎡です。

以上、4条申請2件につきましては、立地基準および一般基準ともに満たしており、許可相当と判断いたします。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第12号 農地法第4条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第4議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

10ページをお願いします。

議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

続きまして11ページをお願いします。

まず所有権移転の案件です。

(番号1申請地、地目、面積朗読。)

売買による所有権移転です。

こちらは資材置場を設置し、農地区分は第3種農地です。宅地等6,831㎡と一体利用します。

(番号2申請地、地目、面積朗読。)

売買による所有権移転です。

こちらは駐車場を設置します。農地区分は第2種農地です。

(番号3申請地、地目、面積朗読。)

売買による所有権移転です。

こちらは駐車場を設置し、農地区分は第3種農地です。

(番号4申請地、地目、面積朗読。)

売買による所有権移転です。

こちらは農家住宅を建築し、農地区分は第2種農地です。

(番号5申請地、地目、面積朗読。)

売買による所有権移転です。

こちらは専用住宅を建築し、農地区分は第3種農地です。

(番号6申請地、地目、面積朗読。)

売買による所有権移転です。

こちらは駐車場を設置し、農地区分は第2種農地です。

つづきまして、12ページをお願いします。

ここから権利設定の案件になります。

(番号7申請地、地目、面積朗読。)

賃借権による権利設定です。

こちらは資材置場・駐車場を設置し、農地区分は第3種農地です。

(番号8申請地、地目、面積朗読。)

賃借権による権利設定です。

こちらは駐車場を設置し、農地区分は第3種農地です。宅地199.61㎡と一体利用します。

(番号9申請地、地目、面積朗読。)

使用貸借権による権利設定です。

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第3種農地です。

(番号10申請地、地目、面積朗読。)

賃借権による権利設定です。

こちらは資材置場を設置します。農地区分は第2種農地です。

つづきまして、13ページの総括表をお願いいたします。

5条の申請件数は、10件 転用土地 田 6筆 1689㎡ 畑 7筆 2084㎡ 合計13筆 3773㎡です。

以上5条申請 10件につきましては、立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第13号農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第5議案第14号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案14ページをお願い致します。

議案第14号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定について

議案を説明させていただく前に、改正農業経営基盤強化促進法が令和5年4月1日付で施行されることに伴い、農務課の職員より説明をさせていただきます。

農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、農地中間管理事業の手続きが変更されますので、説明をさせていただきます。

改正農業経営基盤強化促進法が令和5年4月1日付で施行されることにより、法改正前の農用地利用集積計画（農用地等利用権を地権者から耕作者又は農地中間管理機構へ設定する計画）が廃止、また、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地中間管理機構を活用した農用地利用配分計画（農用地等利用権を中間管理機構から耕作者へ転貸する計画）の運用も廃止となり、法改正後は農用地利用集積等促進計画に限り農用地等の利用権設定が可能となります。

ただし、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の附則第5条により、国からは農用地利用集積等促進計画への移行猶予として、集積計画一括方式（農用地等利用権を地権者→中間管理機構→耕作者のように集積計画で一括して利用権設定する方式）に限り、令和6年度末もしくは市町村が地域計画を公表する前日のいずれかの早い日まで集積計画によ

る利用権設定をすることができることとなっております。

愛知県や愛知県農地中間管理機構より、集積計画による利用権設定を積極的に活用するようとの指示がありましたので、令和6年度末もしくは市町村が地域計画を公表する前日のいずれかの早い日までは、集積計画による利用権設定の手続きを実施します。

集積計画一括方式により利用権を設定することに伴い、農用地利用集積計画の様式を別添16ページのとおり変更します。

説明は以上となります。

農業経営基盤強化促進法第18条第2項の規定による農用地利用集積計画を次のとおり受理したので、同条第1項の規定により農業委員会の議決を求めます。

本日付け提出 会長名でございます。

今月は、農地の所有者と耕作者が直接利用権設定する相対の案件と、地権者、農地中間管理機構である愛知県農業振興基金及び耕作者を一括して利用権設定する案件の2種類がございます。

15ページをお願いします。

こちらは、農地の所有者と耕作者が直接利用権を設定する相対の案件になります。

申請地を朗読。

賃借権の設定が3筆です。

貸借期間は令和5年4月11日から令和15年3月31日までです。

16ページをお願いします。

こちらは、地権者、農地中間管理機構である愛知県農業振興基金及び耕作者を一括して利用権設定する農用地利用集積計画になります。

申請地を朗読。

賃借権の設定は17筆、使用貸借権の設定は49筆です。

貸借期間は令和5年5月1日から令和15年12月31日までが65筆、令和5年5月10日から令和15年12月31日までが1筆です。

21ページ総括表をお願い致します。

田 56筆 41,340㎡ 畑 13筆 6,877㎡ 合計 69筆 48,217㎡になります。

これら利用集積の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、利用権の設定をすることに差し支えないものと判断します。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。議事参与の制限より、杉村委員、瀧委員、橋本委員、田中委員、小原委員は、採決に加わることはできませんので、よろしく願います。

議案第14号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

【会長】

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第6 議案第15号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

議案書22ページをお願いします。

議案第15号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について

農業委員会による最適化活動の推進等について に基づき、令和5年度最適化活動の目標の設定等を別紙のとおり定めるので、農業委員会の議決を求める。本日付け提出、会長名でございます。

それでは、事前に配布しております『令和5年度最適化活動の目標の設定等』と書かれたお手元の資料をお願いします。

農業委員会は、農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定により、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動を実施することとされております。また法第37条の規定により、最適化活動の透明性を確保するため、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について公表しなければならないとされております。これらの規定に基づき、令和4年2月に農林水産省より農業委員会による最適化活動の目標の設定、活動の記録、点検・評価の実施、その結果の公表・報告について実施するよう通知がありました。

農業委員や推進委員が実施する最適化活動は、農地の出し手及び受け手の意向把握と意向を踏まえた農地の斡旋、農地パトロールなど多岐に渡っています。農業者の減少や高齢化が進む中で、農業委員会は最適化活動を実施することが重要であり、その透明性を確保する必要があります。このため、農業委員会は令和4年度から、毎年、最適化活動の目標を設定し、

最適化活動の実施状況及び目標の達成状況について、点検を行い点数化することで評価し、ホームページ上で公表することとなりました。

以上の経緯によりまして、このたび最適化活動の目標を作成しましたので、本案件を上程させていただきます。

それでは、順に内容説明に入らせていただきます。

始めに、1ページ目の「Ⅰ 農業委員会の状況」です。

「1 農業委員会の現在の体制」につきましては、現在の委員の定数及び実数を記載しています。

次に、その下の「2 農家・農地等の概要」につきましては、農林水産省が公表している「農林業センサス」および「耕地及び作付面積統計」の数値を記入することになっているため、各種統計の情報を記入させていただいております。資料をはねていただき、2ページをお願いします。

「Ⅱ 最適化活動の目標」の(1)農地の集積についてです。

現状として、市内の農地面積3,170haに対して令和4年度末の集積面積は948.3haで、集積率は29.9%となっております。ここで集積面積とは、認定農業者、認定新規就農者、※基本構想水準到達者への農地の集積面積となります。

(※年間農業所得：主たる従事者 1人当たり300万円、基幹経営体 当たり600万円)課題として、畑の担い手が少なく、田と比較して集積が進んでいない。また農地中間管理事業を市行政やJAと連携し、進めていく必要があるとしました。目標としましては、愛知県が定めた基本方針により令和12年度の集積率80%を採用し、残りの期間で割り戻した結果、来年度の新規集積面積を341.9ha、集積率を40.7%の目標として設定いたしました。

次に(2)遊休農地の解消についてでございます。現状として、遊休農地は市内全体で75.4haあります。その内、草刈りを行うことで、直ちに耕作が可能となる緑区分の遊休農地は、33.7ha、雑木が生えて草刈りでは直ちに耕作することができない黄区分の遊休農地は41.7haありました。課題として農家の高齢化、また相続によって、非農家や市外在住の農地所有者の増加があります。また管理されてない植木畑について、徐々に森林化が進み再生利用が難しくなっているとしてきました。目標としては、ア既存遊休農地とイ新規発生遊休農地の解消の2つに分けて設定を行います。アの既存の緑区分遊休農地については、令和3年度の遊休農地面積に対して、5年間で解消を目指し、目標をたてるように決められており、全体から新規発生を差し引いた18.9haとなりまして、これを5年間で割ると、1年で3.8haの解消目標となっております。次にbの黄区分の遊休農地については、別途工程表を策定し基盤整備事業に併せて解消するように決められており、工程表策定方針は、現地調査を行い、再生困難な非農地との見極めを行い、土地改良区等の関係機関と協議をしながら策定することといたしました。イの新規発生した緑区分遊休農地は、16.8haありました。

それでは次の3ページをご覧ください。

(3)新規参入の促進 でございます。

現状として、令和2年度から令和4年度までの新規で認定農業者や認定新規就農者になられた方の実績が記載されております。課題としては、農業委員及び推進委員、市行政、農協と連携し新規参入者の掘り起しを進める必要がある。また、農業従事者の高齢化、後継者不足による担い手の減少が深刻化しているとしました。次に目標ですが、設定する前に令和2年度から令和4年度の過去3年間の農地法第3条許可や農業経営基盤強化促進法に基づき公告された集積計画による権利移動面積の合計を記載しております。過去3年の権利移動面積の平均の1割以上を新規参入者への貸付について農地所有者の同意を得ることを目標として設定することとされており、5.9haを目標として設定いたしました。

次に2. 最適化活動の活動目標 (1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標です。

最適化活動を行う委員としましては、現場活動を中心に実施している農地利用最適化推進委員24人を対象として、活動日数は1人当たり、月6日を設定しました。

6日に設定した根拠は、農林水産省が作成した目標達成の評価方法で加点される最低日数が6日以上であるためです。活動時間にかかわらず、最適化活動を行った場合は、1日と計上し、事務局が依頼した農地パトロールだけでなく、普段の生活の中で地元の農家の方から自分の田を貸したいと頼まれた場合や、自分の畑に農作業に行くだけでも、付近の農地に異常がないことを確認できるため、1日と計上してよいとされております。

(2)活動強化月間の設定目標は、国が指定した3回を目標とし、5月にある農業塾入塾説明会の実施月を新規参入促進月間とし、11月に利用意向調査を配布し12月に回収を行うため、それぞれを利用意向調査の配布月間と回収月間として設定しました。

(3)新規参入相談会への参加目標は、1回実施することを目標に設定し、先ほどもご説明いたしました、農業塾の担い手育成コースの入塾説明会を開催し、これに委員が参加することを目標としました。

以上が目標の設定となりますが、数値については集計中のものもあり変動する場合がありますのでご了承いただきますようお願いいたします。なお、令和4年度に活動した結果については、5月の総会で点検・評価を行う予定をしております。

以上で、議案第15号の説明を終わらせていただきます。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第15号 令和5年度最適化活動の目標の設定等については原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

【会長】

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第7議案第16号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【農務課】

総会提出議案23ページをお願いします。

議案第 16号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について 農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画の変更を次のとおり受理したので、同法施行規則第3条の2の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

農業振興地域整備計画の変更について 3月案件は、除外 11件です。別途、農振除外位置図を添付しておりますのであわせてご覧ください。それでは、説明させていただきます。

番号 1 申出人 所有者 申出地 を説明。

既存工場付近に新たに駐車場を整備するための除外です。

番号 2 申出人 所有者 申出地 を説明。

本家付近に分家住宅を建築するための除外です。

番号 3 申出人 所有者 申出地 を説明。

本家付近に分家住宅を建築するための除外です。

番号 4 申出人 所有者 申出地 を説明。

自身の経営圃場全てが位置する地内に農家住宅を建築するための除外です。

番号 5 申出人 所有者 申出地 を説明。

本家付近に分家住宅を建築するための除外です。

番号 6 申出人 所有者 申出地 を説明。

本家付近に分家住宅を建築するための除外です。

番号 7 申出人 所有者 申出地 を説明。

既存営業所付近に新たに駐車場を整備するための除外です。

番号 8 申出人 所有者 申出地 を説明。

実家付近に農家住宅を建築するための除外です。

番号 9 申出人 所有者 申出地 を説明。

平成23年より加工用作業場を設置しており、その是正のための除外です。

番号 10 申出人 所有者 申出地 を説明。

自動車修理工場の一部として15年利用しており是正のための除外です。

番号 11 申出人 所有者 申出地 を説明。

事務所付近に新たな資材置場を整備するための除外です。

以上、除外11件 田 2625 m²、畑 3453 m²、合計 6078 m²

いずれも農振法第13条第2項に掲げる除外の要件を満たすものとして除外相当と考えます。以上です。

【会長】

説明が終わりました。 質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第16号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について、異議ないことを稲沢市長へ報告することに賛成の方は、挙手願います。

(全会一致)

全会一致と認め、異議ないことを稲沢市長へ報告することに決しました。

次に日程第8 報告第7号 現況証明願の報告についてから日程第10 報告9号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告についてまで、一括して事務局から説明を求めます。

【事務局】

それでは27ページをお願いします。

報告第7号 現況証明願の報告についてです。

現況証明願が、次のとおり証明されましたので報告する。本日付け提出、会長名です。

28ページをお願いします。

番号1番 申請地 地目 面積

平成4年より倉庫敷地として利用しておりました。

番号2番 申請地 地目 面積

平成12年より住宅敷地として利用しておりました。

つづきまして、29ページをお願いします。報告第8号農地法第5条の規定による届出の報告についてです。

農地法第5条の規定による届出について、農地法関係事務処理要領の第4の5の(6)のアの規定により、受理したことを報告する。本日付け提出、会長名です。

30ページをお願いします。

農地法第5条第1項第7号の届出です。

所有権移転案件になります。

番号1番 申請地 地目 面積

売買による所有権移転で、賃貸(ちんたい)住宅による転用でございます。

番号2番 申請地 地目 面積

売買による所有権移転で、分譲住宅による転用でございます。

番号3番 申請地 地目 面積

売買による所有権移転で、駐車場による転用でございます。

番号4番 申請地 地目 面積

売買による所有権移転で、住宅による転用でございます。

番号5番 申請地 地目 面積

売買による所有権移転で、住宅による転用でございます。

つづきまして、権利設定の案件です。

31ページをお願いします。

番号6番 申請地 地目 面積

使用貸借権の設定による住宅への転用でございます。

32ページ総括表をお願いします。

申請件数 6件 田 6筆 1743㎡ 畑 3筆 158.39㎡

合計 9筆 1901.39㎡です。

つづきまして、33ページをお願いいたします。

報告第9号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告についてです。

農地法第18条第6項の規定による通知があったので報告する。

本日付け提出、会長名です。

34ページをお願いします。

番号1番、2番、4番、5番及び7番は受人が同一のため一括して説明させていただきます。

番号1番 申請地 地目 面積

番号2番 申請地 地目 面積

番号4番 申請地 地目 面積

番号5番 申請地 地目 面積

番号7番 申請地 地目 面積

農地転用、農地売却及び自作のため、賃借権を解除します。

番号3番 申請地 地目 面積

農地中間管理機構を利用するため、賃借権を解除します。

番号6番 申請地 地目 面積

自作するために賃借権を解除します。

35ページの総括表をお願いします。

申請件数 7件 田 9筆 8349㎡ 合計 9筆 8349㎡です。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これで報告を終わります。以上で本日の日程は、終了しました。

長時間、ご審議ありがとうございました。その他委員の皆様から何かございますか。

これもちまして、令和5年第3回稲沢市農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時50分閉会

令和5年第3回稲沢市農業委員会総会会議録

令和5年3月23日 産業会館大会議室

令和 年 月 日

会長

太田 道雄

4 番委員

川松 忠彦

5 番委員

永井 八千代